

厚木市ゴルフ協会 ジュニア会員附則

第1条 (目的)

この規則（以下「本規則」と称する。）は、厚木市ゴルフ協会（以下「当協会」と称する。）のジュニア会員について、定めるものである。

当協会は、ジュニアを対象とする会員制度を管理及び運営することにより、ゴルフを通じて、ルール及びエチケットを学び、心身共に健康な成長を促すことを目的としたゴルファーの育成及び教育を図るものとする。

1 「挨拶をする」

「おはようございます」「お願いします」等の挨拶は人間関係を築いていく上で最初に必要なことです。しっかりと大きな声で言いましょう。

2 「感謝をする」

「ありがとうございました」「ごめんなさい」を相手に伝えましょう。

相手にしていただいたことには感謝、迷惑などをかけてしまった場合は謝る等相手への感謝、気配り、自分のしたことへの反省をできるようにしましょう。

3 「自分のことは自分で」

自分のことは自分で責任を持って行う。プレー上では同伴者への配慮も必要です。

道具の管理、運搬、受付等も責任を持ち、自分で行いましょう。

保護者の方の手助け、アドバイスなどは最小限にし、「自分でできる子ども」を育てましょう。

※（規則 8-1）で 競技者間のある種のアドバイスを禁止している

4 「ルール・マナーを守る」

ゴルフは審判のいない唯一の協議です。

コースもボールもあるがままの状態プレーすることが必要であり、自分のスコアもアテスト者のスコアも管理をしなければなりません。

5 「人に迷惑をかけないプレーを」

練習場の利用、ゴルフ場での利用では周りに迷惑をかけることは絶対にしてはいけません。

【練習場では】

- ・他の方の練習に迷惑行為になるようなことはしない。
- ・施設利用後はゴミ等を片付け、利用前の状態に戻す。等

【ゴルフ場では】

- ・プレーのペースに支障をきたさない
- ・プレーに遅れない程度の技術をみにつける。

- ・プレーペースが守れるだけの体力をつける。等

※規則 6-7 には 不当の遅延 (undue delay) とスロープレーに関する
規程があり、そのルールに違反した場合の罰則は ストローク・プレーで
2 打罰、マッチ・プレーでは そのホールの負け、加えて、その後 更に
同じ違反があった場合は 競技失格と定められている。

- ・コースの保護を積極的に行う。
 - ・グリーン上のディボットを直す。
 - ・目土をする。

※自分が傷めたところはもちろん、傷んだままの所も直しましょう。

第 2 条 (入会手続)

対象年齢満 6 歳～18 歳まで及び関東学生ゴルフ連盟に登録している男女につき、
厚木市ゴルフ協会規則第 5 条 2 項に定める所定の手続を要する。

第 3 条 (活動)

第 4 条 (退会)